

## 川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、超高速ブロードバンド利用環境の格差是正を図るため、町内全域において超高速ブロードバンドサービス（以下「サービス」という。）が利用できる環境の早期整備を実施する通信事業者に対し、予算の範囲内において町が当該整備に要する経費の一部を補助することについて、川崎町補助金の交付に関する条例（昭和45年条例第142号）及び川崎町補助金の交付に関する条例施行規則（平成7年規則第8-1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 超高速ブロードバンド環境整備事業 地理的・地形的制約や、採算性等の理由から、現在サービスが提供されておらず、今後も早期に提供される見込みがない地域において、電気通信事業者等がサービスを提供するために必要となる施設を整備する事業をいう。
- (2) 電気通信事業者等 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者その他電気通信事業を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、超高速ブロードバンド環境整備事業を実施する電気通信事業者等（以下「補助事業者」という。）とする。

### (補助事業経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、当該経費の総額以内において、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 施設及び設備の設置経費 サービスを提供するために必要な次の装置に要する経費
  - ア 所内装置
  - イ 電力装置
  - ウ 所外設備
- (2) 附帯工事費 前号の機器等の設置に係る次の経費及び工事費
  - ア 設備設置工事費
  - イ 装置設置土木工事費

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 経費所要額内訳書（様式第2号）
- (2) 事業費内訳書（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）
- (4) 函面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定した場合には、補助事業者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、町長は当該決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更経費所要額内訳書(様式第2号)

(2) 変更事業費内訳書(様式第3号)

(3) 変更事業計画書(様式第4号)

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、当該事業の完了後速やかに、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 経費精算額内訳書(様式第2号)

(2) 支出済事業費内訳書(様式第3号)

(3) 事業実績報告書(様式第4号)

(4) 図面

(5) 事業の完了を確認できる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

(補助金の請求等)

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業として適当であると認められた場合は、補助金の額を確定し、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に対して通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、年度毎に受注者が既に業務を完了した部分に相応する総事業額の2分の1以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は当該年度中に1回までとする。

4 補助事業者は、部分払を請求しようとするときは、前項に規定する既に業務を完了した部分に相応する業務の報告について前条の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金をほかの用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

川崎町長 様

申請者

印

平成 29・30 年度において川崎町における超高速ブロードバンド環境整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 金額 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

様式第2号（第5条関係、第6条関係、第7条関係）

経費所要額内訳書（変更経費所要額内訳書、経費精算額内訳書）

総事業費 (B+C)  A	総事業費内訳		町の補助金の額  D	事業者の負担額  E
	補助対象事業費 (D+E) B	補助対象外事業 費 C		

(注) 変更経費所要額内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(注) 経費精算額内訳書の場合は、経費所要額を上段に括弧書きし、経費精算額を下段に記載すること。

様式第3号（第5条関係、第6条関係、第7条関係）

事業費内訳書（変更事業費内訳書、支出済事業費内訳書）

費目		内訳	数量	単価	金額	備考
補助対象事業費				円	円	
		小計				
		小計				
		小計				
	計					
補助対象外事業費						
総事業費						

（注） 変更事業費内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

（注） 支出済事業費内訳書の場合は、事業費を上段に括弧書きし、支出済事業費を下段に記載すること。

様式第4号（第5条関係、第6条関係、第7条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

実施地域名		
設備場所		
サービスを提供する （提供した）事業者	名称	
	所在地	
着工（予定）日		
完了（予定）日		
整備（予定）内容		

（注） 変更事業計画書の場合には、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第5号（第6条関係）

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

川崎町長 様

申請者

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第6号（第7条関係）

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業実績報告書

平成 年 月 日

川崎町長 様

申請者

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第7号（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

川崎町長 手嶋 秀昭

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金を次のとおり条件を付けて交付する。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同例に定めがない財産については、町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 町長の承認を受けて（3）の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図られなければならない。
- (6) 川崎町補助金交付規則に基づく町長の指示に従うこと。

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

川崎町長 様

申請者

印

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

口座振込

- 振込先金融機関名及び支店名
- 口座の種類及び口座番号
- 口座名義（フリガナ）